

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百十条に規定する特別の教育課程を置く学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。